

令和5年第9回 教育委員会会議 定例会 会議録

1 日時 令和5年7月24日(月) 14時09分～14時21分

2 場所 教育委員会会議室

3 出席者

教育長 武井政一

委員 上田敬子(議長)、高石双樹、安永卓生

事務局職員

教育部長(山田哲史)、学校教育課長(桑原昭佳)、

学校教育課長補佐(平田隆輔、野見山和久、有吉ひろみ)、学校給食課長(宮本敏行)、

生涯学習課長(中村達也)、生涯学習課長補佐(石川律子)、文化課長(坂口信治)、

文化課文化財保護推進室長(渡邊淳)

書記

教育総務課総務係長(大久保恵子)、教育総務課総務係員(湯浅美穂)

4 案件

(1) 議決事項

議案第27号 飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会委員の委嘱

議案第28号 飯塚市給食運営審議会委員の委嘱又は任命

(2) 報告事項

報告第26号 令和5年第4回飯塚市議会定例会の結果について

報告第27号 飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部改正(補助執行事務)

報告第28号 第41回飯塚市少年の船事業について

(3) 協議事項

①教育行政について

◆令和5年第9回教育委員会会議 定例会 会議録

(開催日時：令和5年7月24日(月) 14時09分～14時21分)

○上田委員

ただいまより令和5年第9回教育委員会会議 定例会を開会いたします。

■議案第27号 飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会委員の委嘱

《説明：学校教育課長(桑原昭佳)》

議案第27号「飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会委員の委嘱」についてご説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会委員において、飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会規則第5条第3項の規定により、解嘱となる委員が生じたことに伴い、同規則第4条の規定に基づき、補欠の委員を委嘱するため、飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第12号の規定に基づき本案を提出するものでございます。

議案書2ページに今回委嘱することとなる前任、後任の委員名簿、3ページに委員全員の名簿を掲載しております。なお、後任委員の任期は前任委員の残任期間となります。

以上、簡単ではございますが、議案第27号についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第28号 飯塚市給食運営審議会委員の委嘱又は任命

《説明：学校給食課長(宮本敏行)》

議案第28号「飯塚市給食運営審議会委員の委嘱又は任命」について、ご説明いたします。

議案書4ページをお願いいたします。本議案の提案理由は、飯塚市給食運営審議会委員において、選出団体の役員に変更が生じたことに伴い、飯塚市給食条例第5条及び飯塚市給食条例施行規則第8条の規定に基づき、委員を委嘱又は任命するために提出するものでございます。

議案書5ページの別紙「飯塚市給食運営審議会委員名簿」をお願いいたします。今回選任する委員の名簿で、上段が後任の委員、下段が前任の委員となっております。対象者は小・中学校の給食主任代表の1名、それから飯塚市PTA連合会の代表の2名、合計3名でございます。

なお、今回選任する委員の任期は、令和5年7月24日から令和6年7月31日までとなっております。また、6ページに参考といたしまして委員全員の名簿を添付しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■報告第26号 令和5年第4回飯塚市議会定例会の結果について

《説明：教育部長(山田哲史)》

報告第26号「令和5年第4回飯塚市議会定例会の結果について」ご報告させていただきます。

議案書の7ページをお願いいたします。令和5年第4回飯塚市議会定例会が、令和5年6月20日から令和5年7月6日までの17日間開催されました。そのうちの教育委員会関係の議案を次のページに掲載しております。

議案書8ページをお願いいたします。今回は報告が1件で、報告第18号「公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況」について報告し、承認されております。

次に、一般質問につきましては、8ページから10ページにかけて、2の一般質問事項に記載の通り、8名の議員からそれぞれご質問がございました。

これらにつきましては、市議会会議録を後日配布させていただきますので、詳細につきましてはその折にご確認いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

■報告第27号 飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部改正（補助執行事務）

《説明：学校教育課長（桑原昭佳）》

報告第27号「飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部改正（補助執行事務）」についてご説明いたします。

議案書の11ページをお願いします。新型コロナウイルスが感染法上の分類が5類となったことに伴い、飯塚市放課後児童クラブを利用する児童が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者となった場合、該当する日数分の児童クラブ利用料を日割りで減額できる規定を廃止するため、施行規則の一部を改正し、告示したため報告するものでございます。

告示文書につきましては、12ページをご覧ください。

改正内容についてご説明いたします。議案書13ページの対象表をお願いいたします。改正前の附則、第3項には、新型コロナウイルス感染症の影響による利用料の減免措置として、規則第7条の減免基準に関わらず市長が別に定める額の利用料を減額し、減免することを定め、第4項には、利用料の減免申請の特例として、申請書の提出を不要とすることを定めておりましたが、今回の改正により、この2項を削除しております。

この改正規則は、公布の日から施行し、令和5年6月1日から適用することとしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

■報告第28号 第41回飯塚市少年の船事業について

《説明：生涯学習課長（中村達也）》

報告第28号「第41回飯塚市少年の船事業について」報告をいたします。

議案書14ページをお願いいたします。本事業は、飯塚市の明日を担う青少年と熟年者が一堂に集い、レクリエーションや研修活動等の団体生活を通してさまざまな世代の人々と触れ合うことで、社会性を培うとともに、仲間づくりを推進する目的で実施しております。また、沖縄の歴史風土と戦争の悲惨さを学ぶことで、平和の尊さを認識する研修でもあります。また、今回は4年ぶりの実施となります。

日程でございますが、今月の7月28日から31日までの3泊4日で研修地は、これまでと同様の沖縄県でございます。

移動手段でございますが、今年度は、コロナウイルス等の感染症対策を考慮して往路・復路ともに飛行機を利用します。また、本年度の参加者でございますが、子ども団員が43名、ジュニアリーダー、シニア団員、役員等が25名の合計68名となっております。

また、名誉団長として教育長に参加いただき、生涯学習課職員が事務局職員として、学校教職員が指導員として児童に随行いたしますので、総勢72名で本研修に行っております。

議案書の15ページには、少年の船の資料を掲載しておりますので後ほどご覧いただきたいと思います。

以上簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○高石委員

待望の再開だと思われます。今年は往復が飛行機ということで、少年の飛行船といったところになるかと思われますが、怪我や事故の無いように皆さんの学び多き少年の船になりますようお願いしています。

■教育行政について

(継続審議)

○上田委員

以上をもちまして、本日の全ての議題の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第9回教育委員会会議 定例会を閉会いたします。

なお、次回定例会につきましては、令和5年8月24日（木）10：30からです。